

## 定款変更新旧対照表

新	旧
<p>第2章 事業 (事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。 (1) ～ (10) (略) <u>(削除)</u></p> <p>(11) ～ (43) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号、第4号(法第10条第23項各号に掲げるものに限る。)及び第25号から第47号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 <u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、信託規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>3</u> 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>4</u> 第7条第1項第10号から第11号の2までの事業の実施に当たっては、農業経営規程の定めるところによるものとする。</p>	<p>第2章 事業 (事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。 (1) ～ (10) (略) <u>(10の2) 農地利用集積円滑化団体として研修等事業を行う場合における農業の経営</u></p> <p>(11) ～ (43) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号、第4号(法第10条第23項各号に掲げるものに限る。)及び第25号から第47号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>2 第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、信託規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>4</u> 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>5</u> 第7条第1項第10号から第11号の2までの事業の実施に当たっては、農業経営規程の定めるところによるものとする。</p>

新	旧
<p><u>5</u> 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>6</u> 第7条第1項第21号から第23号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>7</u> 第7条第1項第24号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。</p>	<p><u>6</u> 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>7</u> 第7条第1項第21号から第23号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。</p> <p><u>8</u> 第7条第1項第24号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。</p>
<p>第5章 役職員 (役員の欠格事由)</p> <p>第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(4) ～ (7) (略)</p>	<p>第5章 役職員 (役員の欠格事由)</p> <p>第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者</u></p> <p>(4) ～ (7) (略)</p>
<p>(役員の実行)</p> <p>第38条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程並びに総会（理事にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(役員の実行)</p> <p>第38条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、<u>農地利用集積円滑化事業規程</u>、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程並びに総会（理事にあつては、総会及び経営管理委員会）の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>
<p>第6章 総会 (総会の決議事項)</p> <p>第43条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p>	<p>第6章 総会 (総会の決議事項)</p> <p>第43条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、<u>農地利用集積円滑化事業規程</u>、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止</p>
<p>(3) ~ (19) (略)</p>	<p>(3) ~ (19) (略)</p>

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。